

甲府市 立地適正化計画 届出の手引き

甲 府 市

目 次

甲府市 立地適正化計画とは	1
届出制度について	1
届出の可否の確認	6
居住誘導区域外での住宅の開発行為・建築等行為（都市再生特別措置法による）	7
都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為（都市再生特別措置法による）	8
都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止（都市再生特別措置法による）	9

記入例

<居住誘導区域外に関する届出の様式>

様式第10（開発行為届出書）	10
様式第11（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書）	11
様式第12（行為の変更届出書）	12

<都市機能誘導区域外に関する届出の様式>

様式第18（開発行為届出書）	13
様式第19（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書）	14
様式第20（行為の変更届出書）	15

<都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に関する届出の様式>

様式第21（誘導施設の休廃止届出書）	16
--------------------	----

Q & A	17
-------	----

甲府市 立地適正化計画とは

急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、住民にとって安心して快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするために、2014年8月に都市再生特別措置法の改正によって「立地適正化計画」が制度化され、効率的・効果的なまちづくりに向けた取組を推進するものとなりました。

本市においては、こうした背景を踏まえ、医療・福祉・子育て機能や住居等の集約及び公共交通の充実等により将来にわたり持続可能な都市構造の実現を目指して、2020年（令和2年）3月に『甲府市 立地適正化計画』を策定し、コンパクトな市街地を維持するため、都市基盤整備や土地利用規制に加えて、居住及び都市機能の誘導施策や公共交通等と連携した取組を推進しています。

また、本計画では、計画区域や基本的な方針に加えて、子育て・介護福祉・医療等の各種サービスの効率的提供を図るために都市機能を誘導する「**都市機能誘導区域**」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るために居住を誘導する「**居住誘導区域**」を定めています。

届出制度について

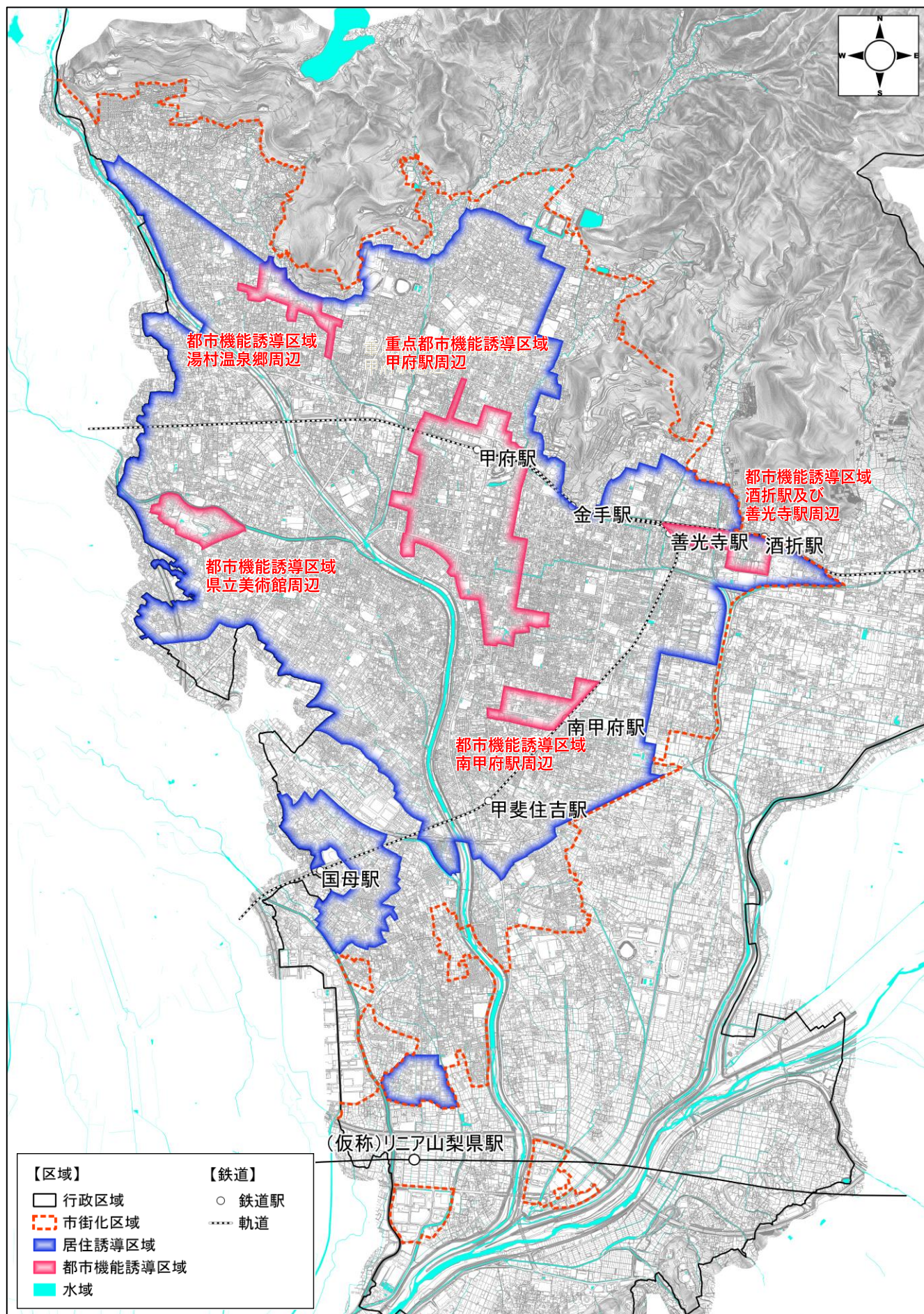
■ 届出制度の概要について

「甲府市 立地適正化計画」の策定に伴い、都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、各誘導区域外における誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が必要となります。

本市の各誘導区域は、次ページの図面の通りです。

なお、詳細な区域の範囲は、都市計画課備え付けの誘導区域図で、ご確認ください。

都市機能誘導区域・居住誘導区域



■ 住宅の開発・建築等行為に係る届出について

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握するため、**居住誘導区域外の区域**で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

開発行為

◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

(例) **届出必要** 3戸の開発行為



◆1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で 区域面積1,000㎡以上の規模のもの

(例) **届出必要** 1,300㎡で1戸の開発行為



届出不要 800㎡で2戸の開発行為



建築等行為

◆3戸以上の住宅の新築

◆建築物を改築して、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(例) **届出必要** 3戸の建築等行為



届出不要 1戸の建築等行為



※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

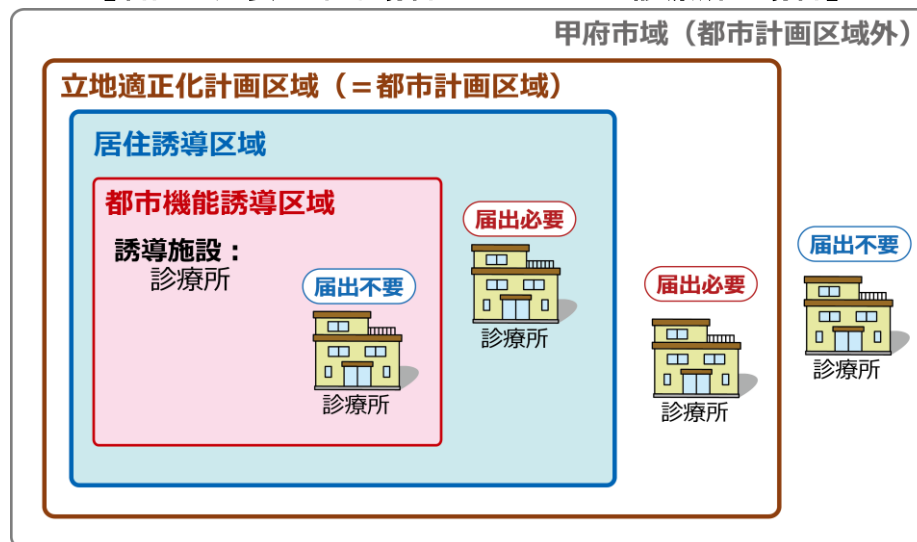
■ 誘導施設を有する建築物の開発・建築等行為に係る届出について

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築の動向を把握するため、**都市機能誘導区域外の区域**で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第108条第1項)

開発行為	市が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、 誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設の詳細は4ページ参照

【届出が必要となる場合のイメージ：診療所の場合】



■ 誘導施設について

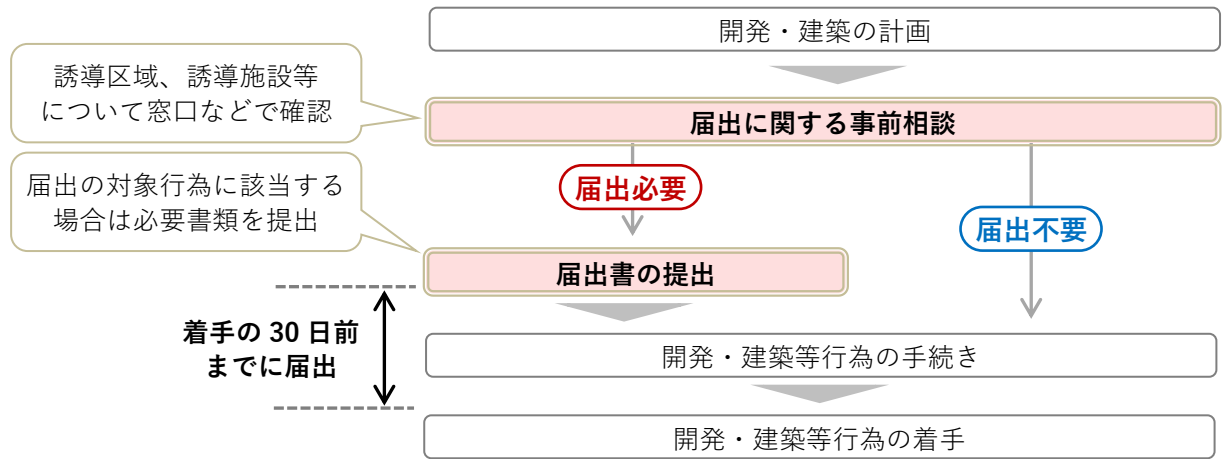
各都市機能誘導区域内で誘導施設として設定する施設は下表のとおりです。

都市機能	誘導施設	定 義	甲府駅 周辺	南甲府駅 周辺	酒折駅 及び 善光寺駅 周辺	湯村 温泉郷 周辺	県立 美術館 周辺
文化機能	動物園	博物館法第2条第1項及び第29条に定める博物館相当施設	●	—	—	—	—
	歴史・文化関連施設	博物館法第2条第1項及び第29条に定める博物館相当施設並びに地域交流センター					
介護福祉機能	訪問系施設 通所系施設 短期入所系施設 小規模多機能施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であり、訪問・通所・短期入所及び訪問・通所・宿泊を組合せたサービスを提供することを目的とする施設	●	●	●	●	●
子育て機能	健康支援センター	母子保健法第22条（子育て世代包括支援センター）に定める施設、地域保健法第5条、第18条に定める施設（保健所、保健センター）	●	—	—	—	—
	子育て支援施設 （乳幼児の一時預かり施設や子ども送迎機能を有する施設）	一時預かり事業実施要綱に従い施設を整備運営するものや広域的保育所等利用実施要綱に従い施設を整備するもの	●	●	●	●	●
医療機能	診療所 （内科又は外科を含む）	診療科目に内科又は外科を含む医療法第1条の5に規定する診療所（病床19床以下）	●	●	●	●	●

■ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の届け出について

都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、休廃止の30日前までに市への届出が必要です。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

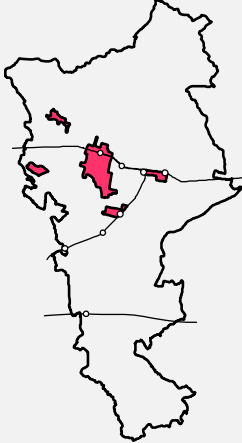
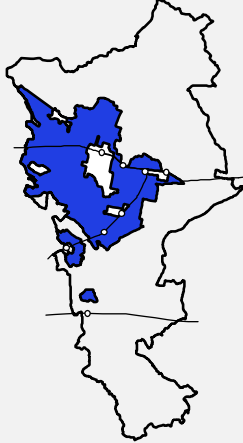
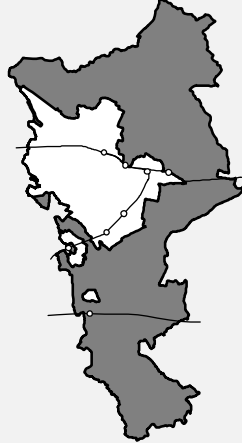
■ 届出の手続きの流れについて



なお、当該届出に係る行為が、都市機能誘導区域内や居住誘導区域内において誘導施設や住宅の立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出に係る事項に関し、立地を適正なものとするために必要な勧告をする場合があります。(都市再生特別措置法第88条第3項、第108条第3項)

届出の要否の確認

住宅又は誘導施設の開発行為、建築等行為、休廃止の内容や場所によって、届出の要否が異なります。
以下の表を確認してください。

			都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外 居住誘導区域内	居住誘導区域外 都市計画区域内
					
住宅	開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要 (P7 参照)
		1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、 <u>1,000 m²以上</u> の規模のもの	不要	不要	必要 (P7 参照)
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要 (P7 参照)
		建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して <u>3戸以上</u> の住宅とする場合	不要	不要	必要 (P7 参照)
誘導施設	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的のもの	不要	必要 (P8 参照)	必要 (P8 参照)
	建築等行為	誘導施設を有する建築物の新築、もしくは建築物の改築・用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要 (P8 参照)	必要 (P8 参照)
	休廃止	誘導施設を <u>休止又は、廃止</u> しようとする場合	必要 (P9 参照)	不要	不要

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

※誘導施設とは、「甲府市 立地適正化計画」で定める介護福祉施設、診療所等をいいます。詳細は P4 をご確認ください。

居住誘導区域外での住宅の開発行為・建築等行為（都市再生特別措置法による）

●対象となる行為

立地適正化計画で定める居住誘導区域外において、以下の要件にあてはまる開発行為及び建築等行為について届出の対象となります。

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの

【建築等行為】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※開発行為・建築等行為を同時に行う場合もそれぞれに届出が必要となります。

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第27条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、届出を要しない軽易な行為となります。

●提出書類（1部提出） ※代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

◆開発行為の場合

届出書：様式第10 （都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

添付図書：①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等：縮尺1/1,000以上）
②設計図（建物配置図、平面図等：縮尺1/100以上）
③その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図等）

◆建築等行為の場合

届出書：様式第11 （都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

添付図書：①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図：縮尺1/100以上）
②住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺1/50以上）
③その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図等）

◆上記の届出内容を変更する場合

届出書：様式第12 （都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

添付図書：上記それぞれの場合と同様

都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為（都市再生特別措置法による）

●対象となる行為

立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外において、以下の要件にあてはまる開発行為及び建築等行為について届出の対象となります。

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的のもの

【建築等行為】

誘導施設を有する建築物の新築、もしくは建築物の改築・用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設が含まれる建築物は全て対象となります。

【届出を要しない軽易な行為】

・都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない軽易な行為となります。

●提出書類（1部提出） ※代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

◆開発行為の場合

届出書：様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

添付図書：①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等：縮尺1/1,000以上）

②設計図

（建物配置図、平面図等：縮尺1/100以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図等）

◆建築等行為の場合

届出書：様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

添付図書：①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図：縮尺1/100以上）

②建築物の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺1/50以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図等）

◆上記の届出内容を変更する場合

届出書：様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

添付図書：上記それぞれの場合と同様

都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止（都市再生特別措置法による）

●対象となる行為

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する行為について届出の対象となります。

※誘導施設が含まれる建築物は全て対象となります。

●提出書類（1部 提出）

届 出 書：様式第 21 （都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 2 年 4 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。

(あて先) 甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△

氏 名 株式会社 □□□□

代表 甲府 太郎

会社
印
代表印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	甲府市 ○○ △△番地の△ (外◇◇筆)
	2 開発区域の面積	3, 0 0 0 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 2 年 5 月 1 日 ←
	5 工事の完了予定年月日	令和 3 年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 1 0 区画 (代理人連絡先) 山梨県甲府市△△△ (株) ◇◇設計 担当: ○○ 電話番号: 0 5 5 - ◇◇◇◇ - ◇◇◇◇◇◇

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者が記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

<添付図書>

①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面

(土地利用計画図 等 縮尺 1/1,000 以上)

②設計図(建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上)

③その他参考となる事項を記載した図書(求積図: ①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

※上記様式は、甲府市ホームページよりダウンロードできます。

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 2 年 4 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。●

(あて先) 甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△
 氏 名 株式会社 □□□□
 代表 甲府 太郎

会社
印
代表印

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	甲府市 ○○ △△番地の△
	地 目	宅地
	面 積	1, 0 0 0 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 2 年 5 月 1 日 (完了予定年月日) 令和 3 年 4 月 1 日 (戸 数) 10 戸 (代理人連絡先) (株) ◇◇設計 担当: ○○ 山梨県甲府市△△ 電話番号: 055-◇◇◇◇-◇◇◇◇	

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略
することができる。

<添付図書>

①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）

②住宅等の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

● 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 2 年 5 月 1 日

（あて先）甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△
氏 名 株式会社 □□□□
代表 甲府 太郎

会社
印
代表印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容： ・住宅用区画数の変更（10 区画⇒9 区画）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 2 年 6 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 3 年 4 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 2 年 4 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。

（あて先）甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△

氏 名 株式会社 □□□□

代表 甲府 太郎

会社
印
代表印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	甲府市 ○○ △△番地の△ （外◇◇筆）
	2 開発区域の面積	6, 0 0 0 平方メートル
	3 建築物の用途	診療所（内科、外科） 床面積：5, 0 0 0 m ²
	4 工事の着手予定年月日	令和 2 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 3 年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	（誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積） 住居（床面積：1, 0 0 0 m ² ） （代理人連絡先） 山梨県甲府市△△△ （株）◇◇設計 担当：○○ 電話番号：0 5 5 - ◇◇◇ - ◇◇◇◇

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者が記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

<添付図書>

①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該周辺の公共施設を表示する図面

（土地利用計画図 等 縮尺 1/1,000 以上）

②設計図（建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

※上記様式は、甲府市ホームページよりダウンロードできます。

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為	}	について、下記により届け出ます。
--	---	------------------

令和 2 年 4 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。

(あて先) 甲府市長

届出者 住 所	山梨県甲府市△△△	
	株式会社 □□□□	会社 代表印
氏 名	代表 甲府 太郎	

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	甲府市 ○○ △△番地の△
	地 目	宅地
	面 積	5, 0 0 0 m ²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	デイサービスセンター 床面積：2, 5 0 0 m ²	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和元年 5 月 1 日 ← (完了予定年月日) 令和 3 年 4 月 1 日 (誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積) 飲食店 (床面積：5 0 0 m ²) (代理人連絡先) (株) ◇◇設計 担当：○○ 山梨県甲府市△△ 電話番号：0 5 5 - ◇◇◇◇ - ◇◇◇◇◇	

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

<添付図書>

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ②建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

※上記様式は、甲府市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

様式第 20

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

● 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 2 年 5 月 1 日

（あて先）甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△
氏 名 株式会社 □□□□
代表 甲府 太郎

会社
印
代表印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容： ・土地の面積の変更（5, 0 0 0 m²⇒4, 5 0 0 m²）

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 2 年 6 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 3 年 4 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※上記様式は、甲府市ホームページよりダウンロードできます。

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

●休廃止日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 2 年 4 月 1 日

(あて先) 甲府市長

届出者 住 所 山梨県甲府市△△△

氏 名 株式会社 □□□□

連絡先 代表 甲府 太郎

電話番号：0 5 5 - ◇◇◇◇ - ◇◇◇◇◇◇

会社
代表印

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：小規模多機能ホーム ◆◆◆◆

用 途：小規模多機能施設

所在地：山梨県甲府市 ○○ △△番地の△

- 2 休止（廃止）しようとする年月日 令和 2 年 5 月 1 日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

当該建築物は廃止後取り壊し予定

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

甲府市 立地適正化計画 届出に関する Q & A

●届出の対象となる区域について

Q. 各誘導区域の詳細な範囲はどこで確認できますか？

詳細な区域の範囲は、甲府市役所 7 階都市計画課備え付けの誘導区域図又は甲府市ホームページでご確認ください。

Q. 敷地が誘導区域内外にわたる場合、届出は必要ですか？

届出対象行為を行おうとする敷地の一部でも、居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内であれば、届出は不要です。

Q. 都市計画区域外では、届出は必要ですか？

都市計画区域外は立地適正化計画区域外となるため、届出は不要です。

●届出の対象となる行為等について

Q. 「開発行為」とはどういったものですか？

「開発行為」とは、都市計画法第 4 条第 12 項の規定による建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 号で規定するものをいいます。

Q. 「建築等行為」とはどういったものですか？

建築基準法第 2 条第 13 号に規定する「建築物」の新築、改築又は用途の変更をすることを指します。

Q. サービス付高齢者向け住宅や社員住宅の場合は、「住宅」に該当しますか？

実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q. 仮設建築物は届出対象になりますか？

仮設建築物は届出対象になりません。期間限定の催し等において、一時的誘導施設の用途となる場合も対象となりません。また、仮設のための開発行為も同様です。

Q. 一部に誘導施設を含む複合施設は、届出対象になりますか？

一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q. 休止と廃止の違いは何ですか？ 休止の場合の休止期間はどのくらいですか？

施設の再開の意思がある場合は休止、意思がない場合は廃止となります。

●その他全般について

Q. 届出に関する罰則はありますか？

届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります（都市再生特別措置法第130条）。

甲府市 立地適正化計画 届出の手引

届出・お問い合わせ先

甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
電話 055-237-1161（代表）

ホームページ <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>